

母子（寡婦）・父子福祉

本事業の窓口は「子ども・未来部子ども未来室子ども家庭課」

☎ 559-5072 FAX 563-3611です。

他の機関が担当する場合のみ窓口を明記しています。

1. ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父が就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定されている教育訓練講座を受講した場合、受講した経費の60%を支給します。(所得制限等支給条件があります。)

2. ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母または父子家庭の父が就職や転職に有利な資格を取得するため、養成機関で訓練を受ける場合に、修業機関の安定した生活の支援のため職業訓練給付金を支給します。(所得制限等支給条件があります。)

3. ひとり親等ファミリーサポートセンター援助活動利用料助成事業

ひとり親または養育者がファミリーサポートセンターを利用した時、利用料の半額を助成します。(所得制限等支給条件があります。)

4. JR定期券の割引

児童扶養手当を受けておられる世帯の方がJR通勤定期乗車券を購入する場合、3割引で購入できる証明書を発行します。

5. 母子家庭等特別相談

母子家庭等の抱える問題が複雑多岐にわたり、法律的な相談が増加していることから、県が専門相談員(女性弁護士)1名を委嘱し、相談に応じています。(窓口は市)

常設相談と巡回相談があります。

6. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援と児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行う制度です。

(1) 対象者

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦、父母のいない児童等

(2) 貸付内容

生活資金・修学資金等10種類あります。貸付には条件があります。

7. 母子生活支援施設

母と子の生活指導をしながら、1日も早く母子世帯が自立できるよう設置された児童福祉施設です。

8. 遺族年金（遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金）

遺族年金は、被保険者や受給権者が死亡した場合にその人に生計維持されていた一定の遺族が受けられるものです。遺族年金には、遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金があり、加入していた制度や受給していた年金の種類により、受けられる遺族年金の種類が異なります。

国民年金加入中の死亡又は老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた「子の配偶者」又は「子」に支給されるのが遺族基礎年金です。

厚生年金保険の場合は、被保険者の死亡のほかに被保険者期間中の初診のある傷病で5年以内の死亡の場合や、障害厚生年金1・2級の受給権者、老齢厚生年金の受給権者と受給資格を満たしている人が死亡した時、生計維持されていた遺族に遺族厚生年金が支給されます。

遺族の範囲は、配偶者・子・父母・孫・祖父母ですが、夫・父母・祖父母は、一定の年齢要件があります。

遺族共済年金についても、ほぼ同様な要件が必要になります。

遺族年金は、老齢給付を既に受けているか受給資格を満たしている人を除き、納付要件を満たしていなければ遺族年金は支給されません。

※ ここでいう子とは、18歳に達する以後の最初の3月31日までの子あるいは20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にある子を指します。

〔窓口〕

遺族厚生年金 西宮年金事務所 TEL 0798-33-2944

遺族基礎年金 市民課証明登録係 TEL 559-5067

FAX 560-2101

遺族共済年金 各共済組合にお問い合わせください。

9. 母子・父子・遺児医療費助成

診療時の健康保険適用後の自己負担分を公費で助成する制度です。

受診の際には下記の一部負担金が必要です。

負担区分	① 一般	②一般以外	説 明
入院時	月3,200円まで	月1,600円まで	連続して4ヶ月以上入院した場合、4ヶ月目以降の一部負担金は0円
外来時	1日800円まで	1日400円まで	同一保険医療機関で月3日以上受診した場合、3日目以降の一部負担金は0円

②は判定対象者全員が住民税非課税で年金収入と他の所得を加えた額が80万円以下の方

①は②以外の世帯。所得制限あり。

〔対象者〕

18歳に達する日以降の3月31日までの間（高校等に在学中の場合は20歳に達する日の属する月末まで）にある母子・父子家庭の児童とその児童を監護する母、もしくは父及び父母のない児童

〔申請に必要なもの〕

健康保険証、印鑑、所得証明書（1月2日以降に転入された人等）、母子家庭等であることを証明する書類（児童扶養手当証書、遺族年金証書、戸籍謄本）

〔窓口〕

国保医療課 給付係

TEL 559-5049

FAX 559-2636

10. ハローワーク（公共職業安定所）

求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図るため、職業紹介や職業指導等を行います。

〔窓口〕

神戸公共職業安定所 三田出張所

TEL 563-8609

FAX 563-8607